

【特別事業】

宇栄原小学校

創立 50 周年・体育館落成式記念事業

PTA臨時総会

〈WEB審議〉

審議期間：令和 3 年 9 月 21 日（火）～9 月 30 日（木）

宇栄原小学校PTA

★ ★PTA臨時総会目次★ ★

宇栄原小学校
創立 50 周年・体育館落成式記念事業PTA臨時総会

【議事】

- 第1号議案 記念事業実行委員会名称案 P2
- 第2号議案 実行委員会 会則案 P2～5
- 第3号議案 実行委員会 役員案 P6
- 第4号議案 記念事業積立金 予算案 P7

コロナ感染症拡大防止の為、WEB 審議にて決議を行います。

審議事項をご確認いただき、審議期間終了日までに、承認の可否をご回答いただきますようお願いいたします。回答はどちらかの方法で受け付けております。

(1) 別紙にて配布の回答

回答欄がありますのでご記入の上、児童の担任の先生へご提出ください。

(2) WEBアンケートでの回答

QRコードの読み込み、またはURLの入力にて回答ページにアクセスし、回答欄にご入力の上、送信してください。

☆回答ページURL☆

○第1号議案 記念事業実行委員会 名称案

(案) 宇栄原小学校創立50周年記念・体育館落成記念事業 実行委員会

○第2号議案 実行委員会 会則案

(名称)

第1条 本会は那覇市立宇栄原小学校創立50周年記念・体育館落成記念事業実行委員会（※以下本会）という。

(事務局)

第2条 本会は、事務局を宇栄原小学校内におく。

(目的)

第3条 本会は宇栄原小学校本会の記念事業を行うことを目的とする。

(会員)

第4条 本会は宇栄原小学校PTA会員及び本会の趣旨に賛同するものをもって組織する。

(役員)

第5条 本会に次の役員を置く

顧問若干名、委員長1名、副委員長若干名、会計1名、事務局長1名、副事務局長若干名、監査2名、部長3名、各部副部長若干名

(役員の選出)

第6条 役員の選出は次の通りとする。

- (1) 委員長は宇栄原小学校PTA経験者をあてる。
- (2) 副委員長は宇栄原小学校PTA会長・副会長経験者と、現PTA会長をあてる。
- (3) 会計、正副事務局長、顧問及び正副部長は委員会が委任する。

(任期)

第7条 本会の役員の任期は、本会がその目的を達成し解散するまでとする。

(役員の任務)

第8条 役員の任務は次の通りとする。

- (1) 委員長は本会を代表し、会務を総括する。
- (2) 副委員長は委員長を補佐し、委員長不在の時はその任務を代理する。
- (3) 会計は本会の会計事務をつかさどる。
- (4) 事務局長は会議の記録、書類の保管、その他の庶務全般をつかさどる。
- (5) 顧問は本会の業務に関し諮問する。
- (6) 正副部長は部会を招集し地形の推進にあたる。

(機関)

第9条 本会を運営するために、次の機関をおく。

- (1) 総 会
- (2) 役員会
- (3) 各部会 ①総務部 ②式典・祝賀会部 ③記念誌部
- (4) 事務局

(総会)

第10条

- (1) 総会は、本会の最高議決機関で、本校校長、本校PTA会長で推薦した者、本校PTA評議員、本会に賛同する者で構成する。
- (2) 総会は、本校評議員の過半数の要求または委員長が必要と認めたとき、これを開催することができる。
- (3) 総会の決議は、出席者の過半数をもって決し、賛否同数のときは再審議をおこなう。
- (4) 総会の付議事項は、次の通りとする。
 - ①会則の制定・改廃
 - ②事業計画と予算・決算の承認

(役員会)

第11条 役員会は、委員長が招集する。

- (1) 役員会は次の事項を審議する。
 - ①総会に提案する議案
 - ②本会の目的達成のための必要な事項
 - ③その他
- (2) 役員会は総会に代わって決議することができる。

(各部会)

第12条 部会は各部の事業に関する事項について審議しその推進を図る。

- (1) 各部会は各部長が招集する。

第13条 各部会はPTA役員及び顧問で構成し、事業内容は次の通りとする。

- (1) 総務部
 - ①招待者名簿の作成に関すること
 - ②招待状の発送に関すること
 - ③記念事業の計画立案に関すること
 - ④事業計画の実施に関すること
 - ⑤事業の広報に関すること

⑥他の各部会に属しない事項の処理に関すること

(2) 式典・祝賀会部

①式典・祝賀会の計画立案および推進に関すること

②開場設営準備に関すること

③被表彰者に関すること

④感謝状と記念品に関すること

⑤接待・案内に関すること

⑥余興に関すること

⑦その他式典・祝賀会に関すること

(3) 記念誌部

①記念誌DVDの編集計画・制作に関すること

②資料収集（学校の歴史に関する記録と収集）

③原稿依頼に関すること

④写真の収集に関すること

⑤記念誌の広報に関すること

⑥その他記念誌に関すること

(事務局)

第14条 事務局は、事務局長、副事務局長、会計で構成し、事務連絡その他の企画に関すること、および会議の記録に関すること、その他必要な事務を行う。

(経費)

第15条 本会の経費は、宇米原小学校記念事業に係る積立金およびその他の収入をもって充てる。

(決算)

第16条 本会の目的（事業）終了後、決算書を作成し、監査役の監査を受けるものとする。また、決算後本会に残余財産が生じた場合は、時期周年行事等の積立金にあてる。

(監査)

第17条 本会の会計は、監査役の監査を経て総会の承認を得る。

(解散)

第18条 本会は、事業完了後、総会で決算および事業報告を行い、総会の議決によって解散とする。

(帳簿)

第19条 本会に次の帳簿を備える。

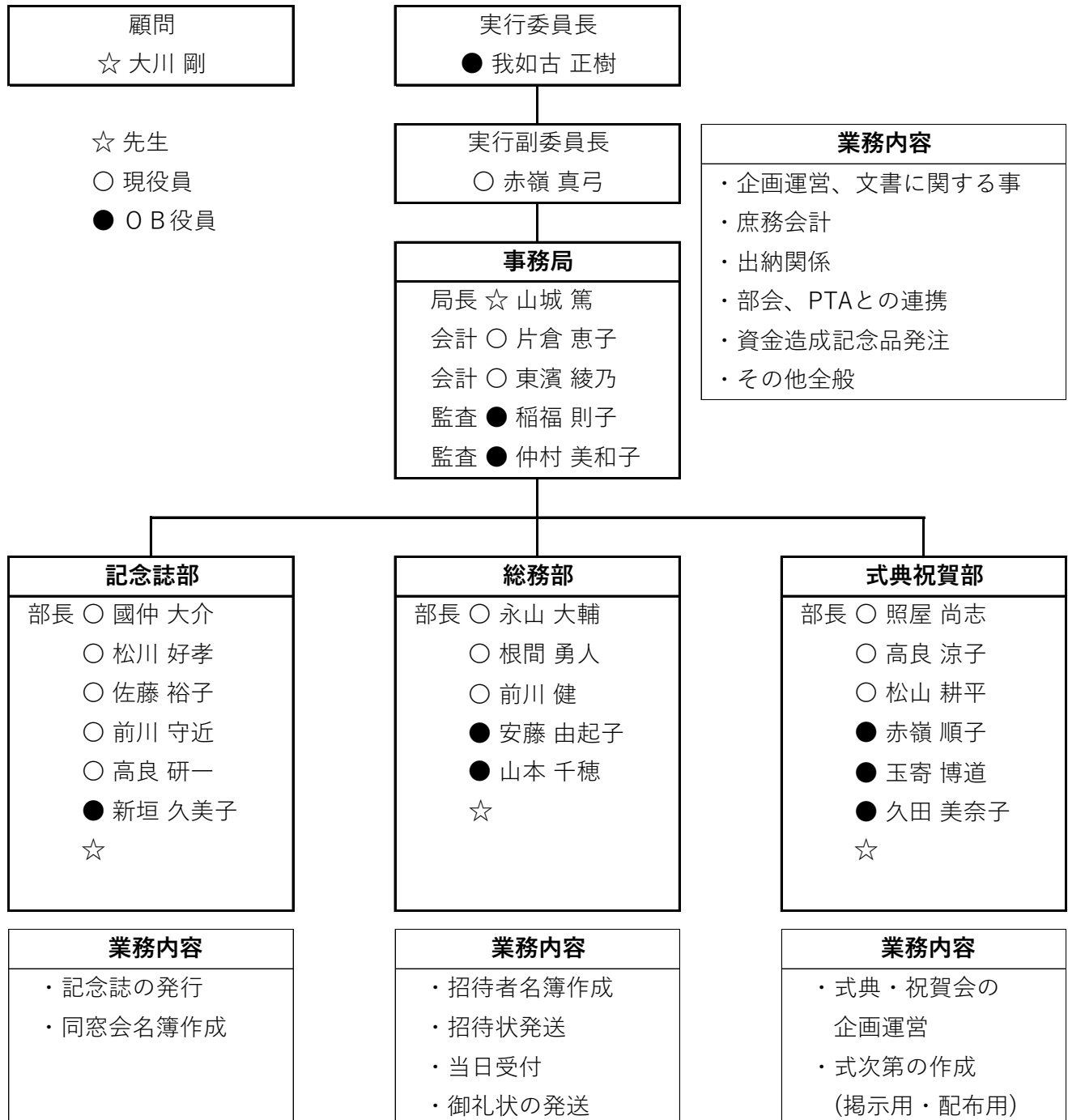
- (1) 会則
- (2) 役員名簿
- (3) 会議録
- (4) 会計に関する諸帳簿
- (5) その他必要な帳簿

付則1 この会則は、令和3年10月 5日から施行する。

○第3号議案 実行委員会 役員案

宇栄原小学校創立50周年記念・体育館落成記念事業 期成会組織図（案）

実行委員会



○第4号議案 記念事業積立金予算案

宇栄原小学校創立50周年・体育館落成式記念事業予算(案)

収入合計	¥3,121,337
支出合計	¥3,121,337
残 高	0

自:令和3年4月 1日
至:令和4年3月31日

≪収入の部≫

項	費目	金額	備考
1	40周年記念事業 積立繰越金	1,725,177	
2	特別会計・積立基金	1,396,160	平成25年度～令和3年度
合 計		3,121,337	

≪支出の部≫

項	費目	金額	備考
1	記念事業費	2,000,000	実行委員会にて検討
2	記念品費	500,000	受賞者・来賓・在校生・職員・関係者
3	式典・祝賀会費	200,000	装花代他
4	記念誌DVD作成費	200,000	DVD・カバー・編集
5	事務運営費	221,337	資料印刷・ゴム印・封筒・案内状他
合 計		3,121,337	